

愛知県介護職員初任者研修課程 講師要件

科目名	項目名	講師要件	備考
1. 職務の理解(6時間) ※必要に応じて、施設の見学等の実習を活用することも可。	(1)多様なサービスの理解 (2)介護職の仕事内容や働く現場の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士(5年以上の直接援助実務経験) ・社会福祉士(5年以上の直接援助実務経験) ※項目(1)のみ ・介護職員基礎研修課程修了者(5年以上の直接援助実務経験) ・介護支援専門員(5年以上の直接援助実務経験) ・保健師、看護師及び准看護師(5年以上の直接援助実務経験) ・当該科目又は読み替え可能な科目を担当する教員等 	○保健師、看護師及び准看護師は、地域における訪問指導など在宅福祉サービス又は施設福祉サービスに関わる業務に従事していた経験があること。
2. 介護における尊厳の保持・自立支援(9時間)	(1)人権と尊厳を支える介護 (2)自立に向けた介護	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士(5年以上の直接援助実務経験) ・社会福祉士(5年以上の直接援助実務経験) ・介護職員基礎研修課程修了者(5年以上の直接援助実務経験) ・介護支援専門員(5年以上の直接援助実務経験) ・保健師、看護師及び准看護師(5年以上の直接援助実務経験) ・当該科目又は読み替え可能な科目を担当する教員等 <p>※「虐待防止・身体拘束禁止」及び「個人の権利を守る制度の概要」の部分は、行政職員(高齢者福祉関係部署における実務経験3年以上の者)の対応も可</p>	○保健師、看護師及び准看護師は、地域における訪問指導など在宅福祉サービス又は施設福祉サービスに関わる業務に従事していた経験があること。
3. 介護の基本(6時間)	(1)介護職の役割、専門性と多職種との連携 (2)介護職の職業倫理 (3)介護における安全の確保とリスクマネジメント (4)介護職の安全	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士(5年以上の直接援助実務経験) ・介護職員基礎研修課程修了者(5年以上の直接援助実務経験) ・介護支援専門員(5年以上の直接援助実務経験) ・保健師、看護師及び准看護師(5年以上の直接援助実務経験) ・当該科目又は読み替え可能な科目を担当する教員等 	○保健師、看護師及び准看護師は、地域における訪問指導など在宅福祉サービス又は施設福祉サービスに関わる業務に従事していた経験があること。
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携(9時間)	(1)介護保険制度 (2)医療との連携とリハビリーション (3)障害者自立支援制度およびその他制度	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士(5年以上の直接援助実務経験) ・社会福祉士(5年以上の直接援助実務経験) ※項目(1)(3)のみ ・介護支援専門員(5年以上の直接援助実務経験) ・保健師、看護師及び准看護師(5年以上の直接援助実務経験) ・当該科目又は読み替え可能な科目を担当する教員等 <p>※「医療と連携とリハビリーション」の部分は、医師、作業療法士(5年以上の直接援助実務経験)、理学療法士(5年以上の直接援助実務経験)の対応であることが望ましい。</p> <p>※「障害者自立支援制度およびその他制度」の部分は、障害者福祉サービスに関わる業務に従事した経験がある者が望ましい。また、行政職員(障害者福祉関係部署における実務経験3年以上の者)の対応も可とする。</p>	○保健師、看護師及び准看護師は、地域における訪問指導など在宅福祉サービス又は施設福祉サービスに関わる業務に従事していた経験があること。

別紙2-1(別表)

科目名	項目名	講師要件	備考
5. 介護におけるコミュニケーション技術(6時間)	(1)介護におけるコミュニケーション (2)介護におけるチームのコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士(5年以上の直接援助実務経験) ・介護職員基礎研修課程修了者(5年以上の直接援助実務経験) ・介護支援専門員(5年以上の直接援助実務経験) ・保健師、看護師及び准看護師(5年以上の直接援助実務経験) ・当該科目又は読み替え可能な科目を担当する教員等 	○保健師、看護師及び准看護師は、地域における訪問指導など在宅福祉サービス又は施設福祉サービスに関わる業務に従事していた経験があること。
6. 老化の理解(6時間)	(1)老化に伴うこころとからだの変化と日常 (2)高齢者と健康	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士(5年以上の直接援助実務経験) ・医師 ・保健師、看護師及び准看護師(5年以上の直接援助実務経験) ・当該科目又は読み替え可能な科目を担当する教員等 	
7. 認知症の理解(6時間)	(1)認知症を取り巻く状況 (2)医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 (3)認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 (4)家族への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士(5年以上の直接援助実務経験) ・医師 ・保健師、看護師及び准看護師(5年以上の直接援助実務経験) ・精神保健福祉士(5年以上の相談援助実務経験) ・当該科目又は読み替え可能な科目を担当する教員等 	
8. 障害の理解(3時間)	(1)障害の基礎的理解 (2)障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識 (3)家族の心理、かかわり支援の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士(5年以上の直接援助実務経験) ・精神保健福祉士(5年以上の相談援助実務経験) ・医師 ・保健師、看護師及び准看護師(5年以上の直接援助実務経験) ・当該科目又は読み替え可能な科目を担当する教員等 	○介護福祉士は、障害者福祉サービスでの直接援助事務実務経験が2年以上有るものとする。
9. こころとからだのしくみと生活支援技術(75時間) ※介護に必要な基礎的知識の確認と、生活支援技術の習得状況の確認を行うこと。	<p>I . 基本知識の学習(10~13時間)</p> <p>(1)介護の基本的な考え方 (2)介護に関するこころのしくみの基礎的理 (3)介護に関するからだのしくみの基礎的理</p> <p>II . 生活支援技術の講義・演習(50~55時間)</p> <p>(4)生活と家事</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士(5年以上の直接援助実務経験) ・介護職員基礎研修課程修了者(5年以上の直接援助実務経験) ・保健師、看護師及び准看護師(5年以上の直接援助実務経験) ・当該科目又は読み替え可能な科目を担当する教員等 <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士(5年以上の直接援助実務経験) ・保健師、看護師及び准看護師(5年以上の直接援助実務経験) ・介護職員基礎研修課程修了者(5年以上の直接援助実務経験) ・当該科目又は読み替え可能な科目を担当する教員等 	※全項目共通 ○保健師、看護師及び准看護師は、地域における訪問指導など在宅福祉サービス又は施設福祉サービスに関わる業務に従事していた経験があること。

別紙2-1(別表)

科目名	項目名	講師要件	備考
9. こころとからだのしくみと生活支援技術(75時間)	(5)快適な居住環境整備と介護	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士(5年以上の直接援助実務経験) ・介護職員基礎研修課程修了者(5年以上の直接援助実務経験) ・福祉用具専門相談員(5年以上の福祉用具販売・貸与業務の経験) ・福祉住環境コーディネーター(資格取得後5年以上の住宅改修業務経験) ・1級建築士 ・当該科目又は読み替え可能な科目を担当する教員等 	
	(6)整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士(5年以上の直接援助実務経験) ・保健師、看護師及び准看護師(5年以上の直接援助実務経験) ・介護職員基礎研修課程修了者(5年以上の直接援助実務経験) ・当該科目又は読み替え可能な科目を担当する教員等 	※(6)から(14)までは受講者20人あたり1人の補助講師を配置すること。
	(7)移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士(5年以上の直接援助実務経験) ・保健師、看護師及び准看護師(5年以上の直接援助実務経験) ・介護職員基礎研修課程修了者(5年以上の直接援助実務経験) ・当該科目又は読み替え可能な科目を担当する教員等 	
	(8)食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士(5年以上の直接援助実務経験) ・保健師、看護師及び准看護師(5年以上の直接援助実務経験) ・介護職員基礎研修課程修了者(5年以上の直接援助実務経験) ・医師 ・歯科医師 ・管理栄養士及び栄養士(5年以上の栄養管理実務経験) ・当該科目又は読み替え可能な科目を担当する教員等 	○管理栄養士及び栄養士は、高齢者・障害者福祉施設、事業所で従事した経験があることが望ましい。
	(9)入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士(5年以上の直接援助実務経験) ・保健師、看護師及び准看護師(5年以上の直接援助実務経験) ・介護職員基礎研修課程修了者(5年以上の直接援助実務経験) ・当該科目又は読み替え可能な科目を担当する教員等 	
	(10)排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士(5年以上の直接援助実務経験) ・保健師、看護師及び准看護師(5年以上の直接援助実務経験) ・介護職員基礎研修課程修了者(5年以上の直接援助実務経験) ・当該科目又は読み替え可能な科目を担当する教員等 	

別紙2-1(別表)

科目名	項目名	講師要件	備考
9. こころとからだのしくみと生活支援技術(75時間) ※必要に応じて、施設の見学等の実習を活用することも可。	(11)睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 (12)死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと終末期介護 III. 生活支援技術演習(10~12時間) (13)介護過程の基礎的理解 (14)総合生活支援技術演習	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士(5年以上の直接援助実務経験) ・保健師、看護師及び准看護師(5年以上の直接援助実務経験) ・介護職員基礎研修課程修了者(5年以上の直接援助実務経験) ・当該科目又は読み替え可能な科目を担当する教員等 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士(5年以上の直接援助実務経験) ・介護職員基礎研修課程修了者(5年以上の直接援助実務経験) ・保健師、看護師及び准看護師(5年以上の直接援助実務経験) ・介護支援専門員(5年以上の直接援助実務経験) ・医師 ・臨床心理士(5年以上の直接相談実務経験) ・当該科目又は読み替え可能な科目を担当する教員等 <hr/> <p>III. 生活支援技術演習(10~12時間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士(5年以上の直接援助実務経験) ・介護職員基礎研修課程修了者(5年以上の直接援助実務経験) ・保健師、看護師及び准看護師(5年以上の直接援助実務経験) ・当該科目又は読み替え可能な科目を担当する教員等 	○臨床心理士は、訪問指導など在宅福祉サービス又は施設福祉サービスに関する知識を十分に持っていること。(こうした業務に従事していた経験があることが望ましい)
10. 振り返り(4時間)	(1)振り返り (2)就業への備えと研修修了後における継続的な研修	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士(5年以上の直接援助実務経験) ・介護職員基礎研修課程修了者(5年以上の直接援助実務経験) ・当該科目又は読み替え可能な科目を担当する教員等 	

- 直接援助実務経験とは、利用者との対人的、対面的関係のなかで直接的に援助を行う、当該資格に関する実務経験をいう。
したがって、社会福祉士であれば相談援助業務等に従事した期間であり、介護福祉士であれば介護業務等に従事した期間をいう。
在宅生活者に対する直接援助実務経験が1年以上あることが望ましい。なお、実務経験の期間は、資格取得の前後を問わない。
- 当該科目又は読み替え可能な科目を担当する教員等は、
大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、高等技術専門校、福祉系高等学校において該当する科目を担当する者であること(非常勤を含む)
- 「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」において、介護に必要な基礎的知識の理解の確認と生活支援技術の習得状況の確認をする講師は、
相当の実務経験を有するなど、指導的業務経験を持つ者が行うことが望ましい。